

2025年度

JISA情報サービス業者 賠償責任保険 (サイバーリスク保険)

賠償責任保険普通約款(サイバーリスク特別約款)

JISA 情報サービス業者賠償責任保険(サイバーリスク保険)は、情報サービス業者・電気通信事業者が、IT業務の遂行および ITユーザー行為に起因して発生した各種損害を負担することによって被る損害を補償する保険です。

保険期間：2025年7月1日（午後4時）～2026年7月1日（午後4時）

募集期間：2025年5月14日(水)～2026年6月13日(金)

[上記保険期間の中途でご加入される場合]

保険期間：申し込みされた月の翌月1日(午前0時)～2026年7月1日(午後4時)まで

貴社の経営に重大賠償事故に対する

事例1

バックアップデータ不足でシステムをダウンさせてしまい、客先に多大な経済損害を与えたとして損害賠償請求を求められた。

損害額 **1億7,000万円**



事例2



システムを納入した後にシステムの設計ミスが発覚した。客先の業務に長期間支障を与え、その間にかかった余剰人件費、経費増分、損失営業利益等を損害賠償請求された。

損害額 **4,000万円**

事例3

納品したシステムがサイバー攻撃を受けた。セキュリティベンダーに被害状況の把握、原因調査等を依頼した。結果、情報漏えい等は発生していないことが判明した。

損害額(原因調査費等) **1,100万円**



**JISA情報サービス業者
情報サービス業者をとりまく賠償**

補償の内容

保険金をお支払いする場合（基本補償：賠償責任部分）

IT業務の遂行に起因して発生した不測の事故（他人の事業の休止・障害、情報漏えいまたはそのおそれ、人格権侵害等）及びITユーザー行為（メールの送受信やウェブサイトの閲覧などのPCの操作）に起因して発生した①他人の事業の休止・障害②磁気的または光学的に記録された他人のデータ・プログラムの滅失・破損（有体物の損壊を伴わずに発生したもの）③上記以外の不測の事由による他人の損失の発生、情報の漏えいまたはそのおそれ、記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信（記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを除きます。）によって生じた他人の著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の侵害。（ただし、②を除く）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

追加被保険者特約条項

記名被保険者が行うIT業務の遂行・ITユーザー行為に起因して事故が発生した場合に限り、記名被保険者がデータセンター事業を運営する上で受け入れる派遣会社および業務委託する請負会社を被保険者として追加します。

保険金をお支払する場合（基本補償：費用部分）

サイバーセキュリティ 事故対応費用担保条項 (サイバーリスク特別約款)

IT業務の遂行及びITユーザー行為に起因して発生した不正アクセス等のセキュリティ事故^(※1)に起因して事故対応期間^(※2)内に生じたサイバー攻撃対応費用・再発防止費用や風評被害等の拡大を防止するための費用、訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合^(※3)に限りです^(※4)。対象となる費用については、2ページの「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。

(※1) 次のものをいいます。ただし、⑤は、サイバー攻撃対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします

- ① ITユーザー行為またはIT業務の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由（②および③を除きます。）
 - ア. 他人の事業の休止または障害
 - イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限りです。）
 - ウ. アまたはイ以外の不測の事由による他人の損失の発生
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 人格権・著作権等の侵害（②を除きます。）
- ④ 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃
- ⑤ 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ

(※2) 被保険者が最初にセキュリティ事故等を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。

(※3) 訴訟対応費用については、保険期間中に被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に限りです。

(※4) 被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を発見した場合には、保険契約者または被保険者は、すみやかにその詳細を保険会社に書面で通知しなければなりません。正当な理由がないにもかかわらず、保険契約者または被保険者が通知を怠った場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

ただし、①から③までの事由を引き起こすおそれがないものについては、その事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合に限りです。

オプション（補償内容の拡大）

引渡後1か月危険 担保特約条項

IT業務のうち、システム設計・ソフトウェア開発業務において、通常は補償対象外となっている「ソフトウェア・プログラム等の引渡し後1か月の間に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合の損害」を補償する特約です。

ソフトウェア・プログラム 誤作動等追加特約条項

記名被保険者が開発、作成または販売したソフトウェアまたはプログラムがインストールされた他人の機器等の誤作動、不作動、または機能停止により発生した、他人の身体の障害または財物の損壊（ただし、その機器等の損壊を除く）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

個人情報保護に関する規制等 対応費用担保特約条項

個人情報保護に関する規則等の違反またはそのおそれに関して、監督官庁または規制当局等から調査・命令・警告・制裁金の賦課等の措置を受けた場合に要する、原因調査費用・弁護士報酬・行政手続対応費用等を補償します。

管理下財物損壊等 担保特約条項

管理下財物（被保険者がIT業務遂行のために占有または使用する財物等）の損壊、紛失、盗取、詐取について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

オプション（補償内容の拡大）

求償権不行使特約

請求権代位により保険会社が取得した求償権のうち、被保険者以外の特定の者に対する求償権を行使しない特約です^(*)。設定できるのは国内所在の①個人情報の管理委託先事業者、②IT業務の下請業者または③IT業務の販売者です。

(*) 従前、業務の補助者に対する求償権を不行使とすると規定していましたが、商品改定により本規定が削除されています。特定の者に対する求償権を不行使としたい場合には、この特約を付帯の上、不行使先とする者の範囲をご申告下さい。

お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

- 保険契約者または被保険者の故意
- 次の事由
 - ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
 - ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃
 - (ア) 重要インフラサービスの利用、提供または維持
 - (イ) 安全保障・防衛
- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- 地震、噴火、洪水、津波、高潮
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- 他人の身体の障害
- 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- 被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- 所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
- 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
 - ア. 人格権・著作権等の侵害（情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。）
 - イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害
- 記名被保険者の直接の管理下にない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- 被保険者の暗号資産交換業の遂行に関連する事由
- 被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用
- 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの
- 被保険者相互間における損害賠償請求
- 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- IT業務のうち記名被保険者の日本国内におけるシステム設計・ソフトウェア開発業務について、その業務の結果の引渡し（試用後の本引渡しを取り決めている場合は、その本引渡しをいいます。以下同様とします。）前に、または引渡し後1か月を経過する時まで、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その損害
※「引渡し後1か月危険担保特約条項」をセットすることにより、一部を補償対象とすることが可能です。詳しくは、企画書等をご覧ください。
- 生体情報^(*)に関する国内外の法・規制の違反やそのおそれに関して負担する賠償責任
- 独占禁止法に違反する行為またはそのおそれのある行為

(*) 生体情報とは、「指紋、網膜、手・顔の形状等」といった身体的・生物学的な特徴を表す識別子によって、特定の個人を識別できる情報をいいます。

等

緊急時ホットラインサービス

24時間・365日対応(年中無休)

※本サービスは弊社「サイバーリスク保険」のご契約者または被保険者にご利用いただけるサービスです。

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、初期対応から専門事業者の紹介、再発防止策の策定支援等、専用の窓口でご支援・アドバイスを実施するサービスです。

ブ ロ ッ ク サ イ バ ー
0120-269-318

サービスの内容は動画でもご確認いただけます。
QRコードからご確認ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



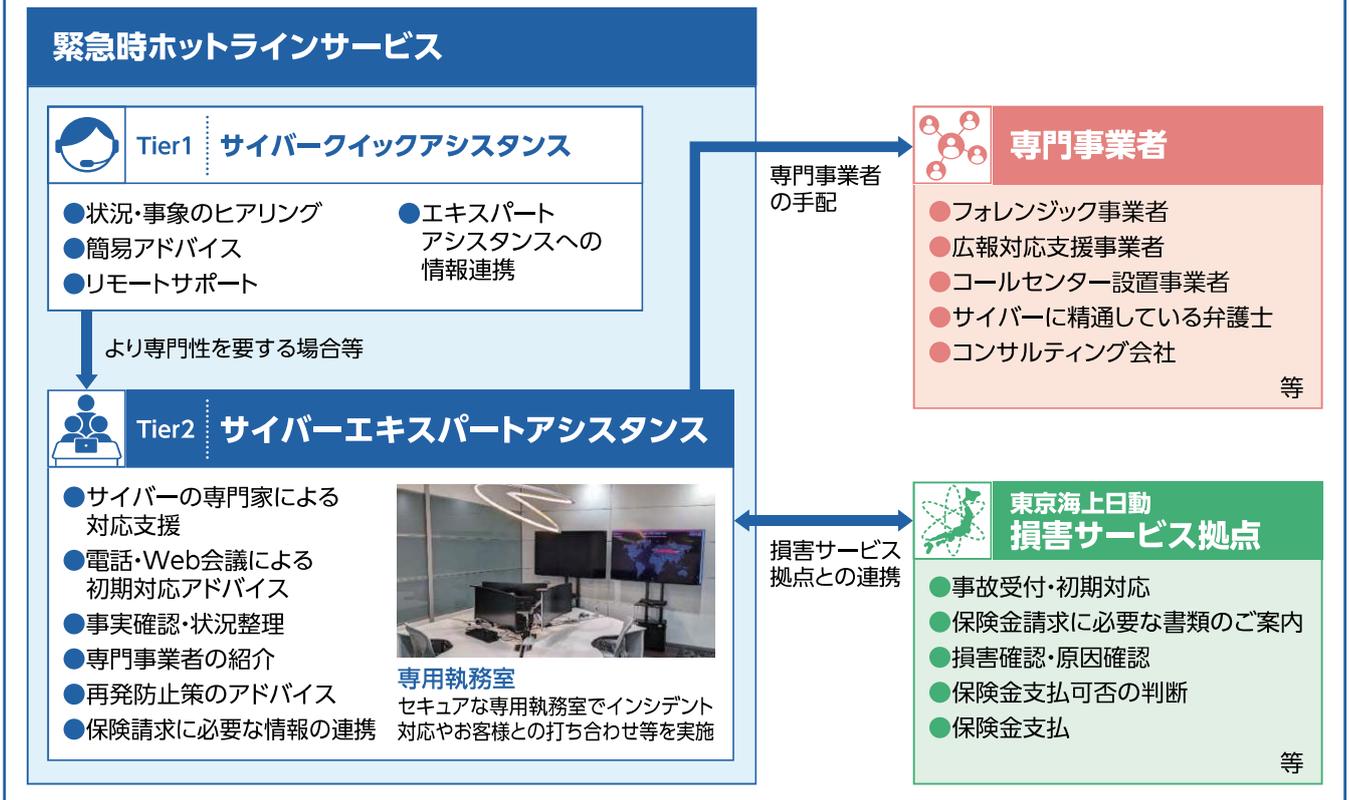
※保険金のお支払対象とならない場合でも、サービスのご利用は可能です(専門事業者紹介後に生じる実費はお客様のご負担となります。)
※ご利用の際は、「ご契約者名・被保険者名」「証券番号」を確認させていただきます。

特徴	日常のサイバー トラブル対応をご支援 	経験豊富なサイバー 専門家が対応 	多様な専門事業者を コーディネート 	初動から再発防止 までをご支援 	保険金のご請求を サポート 
----	--	--	---	---	---

インシデント発生時のサービス提供体制

インシデント対応支援を行う「緊急時ホットラインサービス」によるサポートと、保険金のお支払いにより経済的に補償する「損害サービス」によるサポートでインシデント発生時のお客様の対応をご支援します。

※保険金請求にかかる事故の受付は、緊急時ホットラインサービスから情報連携を受けた弊社の損害サービス拠点が行います。



緊急時ホットラインサービスのご利用にあたっての主な注意事項

- 本サービスは、利用者の損害拡大防止の支援を目的とするものであり、利用者に対し各種トラブルおよびインシデントの解決を弊社が保証するものではありません。また、弊社が提供するサービスの正確性、利便性、有用性、完全性等を保証するものでもありません。
- 本サービス利用に際して特段の申込手続き等は不要で、利用回数に制限はありません。
- 専門事業者が利用者に対して提供するサービスについては、専門事業者の責任において利用者との直接の契約関係に基づき提供されるもの

のとし、専門事業者に対するサービス委託料等が発生した場合は、全額利用者自身の負担となります。弊社は、利用者と専門事業者との間における契約内容や本サービス履行の結果に対する責任および義務は一切負いません。

- 弊社は、本サービスに付随または関連して利用者が被ったあらゆる損害については、当該損害が弊社の故意または重過失により生じたものである場合を除き、一切責任を負いません。
- 本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

※詳細は「緊急時ホットラインサービス利用規約」(www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/baiseki/cyber/service.html)をご確認ください。

緊急時ホットラインサービスのポイント

検知・連絡

お客様のお困りごと

取引先から「**不審なメールが届いている**」と
連絡が殺到しているが、まず、
何をしたらよいのだろうか…

こういう時は誰に相談すべきなのだろうか…

サイバー攻撃に詳しい専門家が自社にいない…

緊急時ホットラインサービス



24時間365日の受付体制

様々なサイバーリスクに関するトラブルを、夜間・休日問わず、**24時間365日体制**で年中無休で受け付けます。

対応支援

取引先に対してどのように対応すべきかわからない…

ホームページでの公表、
個人情報保護委員会への
報告をどうしたらいいか…

保険金請求のために事故連絡もしなければ…



サイバーの専門家による対応支援

サイバーの専門家が初期時点でお客様と対話することで、ご不安を解消します。また、被害発生から収束までお客様の立場でご支援し、損害サービス拠点に情報連携することで事故受付も行います。

専門事業者紹介

どのような業者に依頼したらよいのか…

どうやって専門事業者を
探せばよいかわからない…

ホームページで検索してもわからない…



最適な専門事業者のコーディネート

弊社のネットワークを活用し、多様なラインナップから最適な専門事業者をコーディネートします。

再発防止支援

原因調査は実施したが、今後
同じ被害に遭わないための対策
を講じたい…

どのような再発防止策を
行うべきかわからない…



再発防止策の支援・アドバイス

専門事業者の報告内容を踏まえた一般的な**再発防止策のアドバイス**を行います。専門事業者から提案された再発防止策に対するセカンドオピニオンとして、サイバーの専門家にご相談いただくことも可能です。

保険金請求

どの費用を**保険金で支払ってもら**
ことができるのか…

保険金請求に必要な書類が
よくわからない…



専門組織による迅速な保険金支払

全国の事案を集中して担当する損害サービス拠点とのタイムリーな情報連携により、「対象となる保険金」「お支払い可否」「必要書類」等を早期にご案内し、迅速に保険金をお支払いします。

インシデント発生前からご利用いただけるサービス

Tokio Cyber Port

弊社が運営する「サイバーセキュリティ情報発信サイト」です。
本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

●サイバー関連のコラム・ニュースを発信

国内の様々なメディアが発信するニュース記事の中から、サイバーに関連する最新ニュースをAIによって自動的に収集し、デイリーで掲載しています。

●予想損失額シミュレーション(*)

設問項目に入力いただいた内容と、弊社作成のシナリオに基づき、サイバー攻撃による被害が生じた場合の「予想最大損失額」を算出します。

●標的型攻撃メール訓練(*)

ウイルス対策だけでは完全に防ぐことが難しい「標的型攻撃メール」の訓練を最大10名まで行うことができます。



全て
無料



「Tokio Cyber Port」で検索またはQRコードからご確認ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

その他コンテンツ例 各種情報・ツールのご提供(*)

CYBER RISK JOURNAL

サイバーリスクの最新動向や企業が取り組むべき対策を紹介する情報誌を提供しています。

サイバーソリューションナビ

セキュリティ対策にお悩みの皆様向けに、ニーズに合わせたソリューションをご案内するツールです。

サイバーリスクに備える 従業員実践テキスト

従業員教育のための練習問題付きのテキストを提供しています。

メールマガジンの配信(*)

- サイバーリスクに関するニュースをダイジェストでお届け
- Tokio Cyber Portに新規掲載したコラムのお知らせ
- セミナー情報のご案内 等

(*) サービスのご利用には、Tokio Cyber Port上での会員登録が必要です。

サイバーリスク・モニタリングサービス

無料

契約者
限定

お客様の所有するドメインを外部から定期的にモニタリングし、特に早期に対処すべきと考えられるセキュリティ上の課題を発見した場合に、お客様に対してアラート通知を行い、一般的に推奨される対応策について情報をご提供するサービスです。

※情報漏えい限定補償プランのご加入者のご利用対象外です。



お客様が所有するドメインを外部から定期的にモニタリングします。



セキュリティ上の課題を発見した場合に、ご登録いただいたメールアドレスにアラート通知を送ります。



一般的に推奨される対応策について情報提供します。



お客様のセキュリティ対策における具体的なアクションとしてお役立ていただけます。

サイバーリスク・モニタリングサービスのご利用にあたっての主なご注意事項

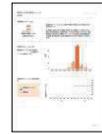
- 本サービスは、サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プランを除きます。)のご契約者または記名被保険者のみをご利用いただけるサービスです。
- 本サービスのご利用にあたっては、TokioCyberPort上で会員登録のうえ、お申込みが必要です。アラート通知はご登録いただいたメールアドレス宛にお送りし、発見されたセキュリティ上の課題については、Tokio Cyber Port上に掲載します。
- モニタリングの対象としてご登録いただけるドメインは、ご契約者または記名被保険者1社につき、5つまでとなります。
- アラート通知およびTokio Cyber Portに掲載する情報は、セキュリティ上の課題の発見の参考情報としてのみ提供するもので、セキュリティ上の課題の発見を保証するものではなく、また、情報の正確性を保証するものではありません。
- 本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

ベンチマークレポートサービス

無料 契約者限定

米国シリコンバレーのサイバーリスク分析会社であるガイドワイヤ社との提携により、企業がさらされているサイバーリスクの要因を様々な角度で分析した「サイバーリスクベンチマークレポート」をご提供するサービスです。

※情報漏えい限定補償プランのご加入者はご利用対象外です。



貴社のサイバーリスクを客観的な外部情報に基づき分析し、スコアリングします。

アンケート等への回答は不要

攻撃者の視点を含め、リスクを多面的に分析します。

貴社のサイバーリスクについて同業他社と比較ができます。

ベンチマークレポートサービスのご利用にあたっての主なご注意事項

- 本サービスは、サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プランを除きます。)のご契約者または被保険者のうち、企業URLを持つお客様のみがご利用いただけるサービスです。また、お客様によっては本サービスをご利用いただけない場合またはご利用に時間を要する場合があります。
- 本サービスのご利用にあたっては、TokioCyberPort上で会員登録のうえ、お申込みが必要です。
- 本サービスは、お客様のセキュリティに関する脆弱性情報の特定や技術的な対策、推奨、その他の支援等を実施することを目的としたものではありません。
- 本レポートの結果はあくまで一定のアルゴリズムに基づいたリスクの評価結果を示すものであり、実際にサイバー攻撃を受けるかどうかを保証するものではありません。
- 本レポートをサイバーリスク保険の保険金のお支払いのための根拠資料として利用することはできません。
- 本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

ご参考 東京海上ディーアール株式会社(TdR)が提供するサイバーソリューションのご紹介

弊社のグループ会社であるTdRが提供するサイバー関連の有料サービスの概要について以下ご紹介いたします。貴社のニーズにマッチするサービスがございましたら、ぜひTdRのホームページを直接ご参照いただくか、弊社までご連絡ください。

お客様のニーズ	TdRが提供するサービス
<input checked="" type="checkbox"/> 自社やグループ会社リスク実態を可視化したい。 <input checked="" type="checkbox"/> 委託先のセキュリティを把握したい。	セキュリティリスククレイティング SecurityScorecard ドメイン情報から企業のセキュリティ態勢を外部評価することが可能です。
<input checked="" type="checkbox"/> サイバーリスクに対する自組織の状況を把握したい。 <input checked="" type="checkbox"/> 様々な視点でサイバーリスクを診断してほしい。	サイバーリスク診断 専門家がサイバーリスクを診断します(問診、外部診断、リテラシーアセスメント、標的型攻撃耐性テスト、内部診断、Web脆弱性診断等)。
<input checked="" type="checkbox"/> 人手をかけずにセキュリティ対策を効率的に実現したい。 <input checked="" type="checkbox"/> ログ分析・管理をアウトソースしたい。	VLCAS ヴァルカス 包括的なセキュリティ対策をワンストップで対応するログマネジメントサービスです。
<input checked="" type="checkbox"/> インシデント対応の経験がなく、事前に準備をしておきたい。 <input checked="" type="checkbox"/> 経営者や従業員に有事対応を経験させたい。	サイバー教育・訓練 インシデント発生時に備えて、各種判断や報告、情報公開等の一連の対応を対象とした訓練を実施します。

※本サービスはサイバーリスク保険のご契約とは関係なくお申込みいただけます。サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

東京海上ディーアール株式会社(TdR)とは?

TdRは、東京海上グループの企業です。1世紀以上に及び東京海上のノウハウをもとに1996年に誕生しました。企業を取り巻くサイバーリスクに対し、実践的で効果の高い対策をご提案します。

サイバーセキュリティに関する様々なサービスが充実しています。ホームページをご参照ください。

東京海上ディーアール株式会社 ▶ www.tdr-cyber.jp/

【お問い合わせ先】サイバーセキュリティ事業部

契約条件・保険料

保険期間

保険期間は2025年7月1日午後4時から2026年7月1日午後4時になります。
上記の保険期間の中途でご加入される場合は、保険期間が申込月の翌月1日午前0時から2026年7月1日午後4時になります。

ご契約条件

免責 0 円
(※上限100万円)

支払限度額、免責金額を設定します。下表は標準的な設定例です。

補償	支払限度額	免責金額 (自己負担額)
賠償責任	1 億円 1 請求/保険期間中	100万円 (上限: 100万円)
サイバーセキュリティ 事故対応費用	500万円～1 億円 1 事故/保険期間中 ※費用の種類によって個別設定されます。	なし
訴訟対応費用	1,000万円 1 請求/保険期間中	なし

※詳細は企画書等をご覧ください。

保険料に関する 事項

保険料は貴社の事業内容、IT業務に関する売上高、認証の取得状況、セキュリティ体制、法務管理体制、過去の事故歴、ご契約条件(支払限度額や免責金額)等によって決定されます。

保険料算出の際は、お見積もり依頼書にて上記事項を申告していただきます。
(具体的な手続き方法は裏面をご覧ください。)

申告いただいた内容によっては、下表の保険料メリットがございます。

種 類	要 件	メリッ
リスク評価 割引	経済産業省が策定した サイバーセキュリティ 経営ガイドラインの項目	各社様のリスク実態に合わせ 割引を適用いたします。

※保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した売上高に基づいて保険料を算出します。保険期間中の売上高による精算は、原則として行いません。

なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足していた場合には、申告いただいた売上高に基づく保険料と実際の売上高に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

保険料例

補償内容は9ページの標準設定例で計算した概算保険料です。

売上高	年間保険料
5 億円	118 万円
10 億円	164 万円
20 億円	237 万円
30 億円	311 万円
40 億円	351 万円
50 億円	390 万円
60 億円	430 万円
70 億円	470 万円
80 億円	510 万円
90 億円	537 万円
100 億円	565 万円
100 億円超	代理店にご確認ください。

ご加入方法

※メールでのご案内・お手続きとなります。

代理店へご連絡ください。
お見積もり依頼書を送付します。



お見積もり依頼書に
必要事項を記載し、返送ください。



お見積書を送付します。
ご加入プランを選択ください。



加入依頼書を送付しますので、
ご捺印いただき、JISA 宛に
お振込みいただければ完了です。



■本保険に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【取扱代理店】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

本店営業第二部 JISA 保険担当事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋 1-19-1 日本橋ダイヤビルディング 8 階

TEL. 03-3243-7023

E-mail : jisasonpo@web-tac.co.jp

【引受保険会社】



TOKIOMARINE
NICHIDO

東京海上日動火災保険株式会社

担当：ICTビジネス本部 ライフデザイン部 メディア・プラットフォーム室

〒100-8107 東京都千代田区大手町 1-5-1

TEL. 03-5223-3585

FAX. 050-3385-6545

このチラシは JISA 情報サービス業者賠償責任保険（サイバーリスク保険）の概要についてご紹介したものです。保険の内容は企画書をご覧ください。

詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

ご契約に際しては必ず「約款」をご覧ください。詳細が記載されております保険約款は、契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります。